

魚津市高齢者緊急通報装置設置事業指定事業者募集要項

1 募集事項

- (1) 業務名称
魚津市高齢者緊急通報装置設置事業業務

2 業務の内容に関する事項

- (1) 事業目的
一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を設置することによって、高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応することで安心して生活することができるよう、支援を行うことを目的とする。
- (2) 事業内容
魚津市高齢者緊急通報装置設置事業仕様書のとおり
- (3) 登録期間
登録申請日から令和9年3月31日まで

3 事業参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 業務開始時までに魚津市物品購入等入札参加資格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 業務遂行時において、魚津市から指名停止を受けていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団密接関係者」に該当しないこと
- (6) 法人にあっては、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年以上経過していること。
- (7) 本書及び仕様書に記載される事項の全てを履行できること

4 指定事業者登録手続き等に関する事項

- (1) 事業者指定申請書の提出
本事業への事業者指定登録を希望する場合は、次の書類を郵送又は持参にて提出すること。
提出期間
 - ① 令和6年4月1日から指定を受ける場合→令和6年3月31日まで
 - ② ①以外→随時受付※持参の場合、閉庁時間は受け付けない。

提出場所 魚津市役所社会福祉課高齢福祉係（1階⑥番窓口）

提出部数 各1部

提出書類 以下の書類を日本工業規格A4サイズの内紙で提出すること。

提出書類	様式
魚津市高齢者緊急通報装置設置事業指定事業者登録申請書	様式1
事業者概要書	様式2
定款及び業務説明書	

5 連絡先

担 当 部 署	魚津市民生部社会福祉課高齢福祉係（市役所1階⑥番窓口）
電 話	0765-23-1007（直通）
F A X	0765-23-1073
E - M a i l	syafuku@city. uozu. lg. jp
H P	http://www.city. uozu. toyama. jp/